

委員会審議

総務委員会

12月定例会

一般会計補正予算

●市県民税課税支援システムの導入事業費について

問 システム導入に伴う効果額は。

答 平成24年度から28年度までの5年間で、職員の超過勤務手当などで約3,400万円程度の削減効果の見込み。

問 県内では、越前市、鯖江を除く他市については、すでに導入済みであるとの説明であるが、それほどの事務改善が図れるのならば、なぜ、他市と同様にもっと早い時期での導入ができなかったのか。

答 福井県丹南広域組合に加入している5市町の自治体で同時の導入を協議してきたが、自治体の規模による事務量に差があり、事務量の多い越前市、鯖江市だけの導入となった。来年1月からの申告に併せ、導入するため、今回の補正予算での対応とした。

問 この支援システムを作っているところは、何社もあるのか。

答 富士通・NEC・日立系列など大手から、課税支援システムのみを扱っている比較的小さな会社まで、数多くある。これらの中で福井県丹南広域組合のホストコンピュー

ターと相性が良く、鯖江市の実情に合った使い勝手の良い、最新のものを、安く導入したいと考えている。

鯖江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

問 保育園などの延長保育などのサービスについての時間変更はあるのか。

答 その辺のサービスを変えることは考えていない。

問 勤務時間の短縮に伴い、窓口の時間短縮などは、3カ月の移行期間を設けるとのことであるが、その対応は、超過勤務扱いとするのか。

答 職員の時差出勤により対応するか、超過勤務扱いとするのかは、担当課と協議して進めていきたい。

意見 いずれにしても、7月からは、窓口の終了時間が5時30分から5時15分になるので、市民から不満の声が出ないように、市民に対する周知はきちんとすべき。

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

問 市では、独自に民間企業の給与の調査は行っていないのか。

答 鯖江市のような規模の自治体では、人事委員会を置いておらず、独自の調査などを行う機関はない。

問 現在の鯖江市のラスパイレス指数は。

答 平成22年度では、97.2。

問 市独自の給与体系ということは考えられないのか。

答 民間企業のように、労使交渉において、給与を決定するのは異なり、地方公務員法上、職員の給与については、情勢適応の原則や国および県、他の地方公共団体の職員ならびに民間の給与その他の事情を考慮して決定する必要があることから、緊急やむをえない場合などを除き、独自性を出すことは難しい。

産業建設委員会

12月定例会

一般会計補正予算

●農業振興費について

問 水田農業確立事業費について、補助金の内容は。

答 中河地区の農業生産法人の経営面積拡大により汎用型コンバイン1台を購入補助するもので、県負担が3分の1、市負担が20分の1で、残りが自己負担である。

問 西山公園道の駅の整備について、関連施設である地域振興施設建設の地質調査の際ボーリングすることのことだが、このような平屋の建物でもボーリングが必要なのか。

答 建築確認の際の構造計算のため必要である。

●公園事業費について

問 西山公園の園路の補修について、表面のアスファルトの補修だけでなく、谷側の法面を補強しなければまたすぐに傷んでしまうのではないかと、補修後の耐用年数はどれくらいか、また管理用の軽トラック程度の車両は常時通行することのことだがアスファルトの厚みは十分か。

答 確かに斜面側が傷んでいるが今回、舗装を全てめくりタイヤローラー等で転圧し、舗装の端にコンクリートブロックを入れることで、今後斜面側にクラックが入ることはないと考えており、耐用年数は、通常の車道では10年程

度のところ、歩行者の通行がほとんどであるため、園路は約20年程度と想定している。また、アスファルトの舗装要綱では、車道部の最低厚みは5cmとなっており、管理用車両の通行も念頭に、舗装の厚みを5cmとする予定である。アスファルトの舗装は、下の路盤、路床がしっかりしていれば損傷しないし、何十年にわたり、アスファルト等の重みで転圧されている上に、さらにローラー等で転圧すること、また十分に路肩まで転圧することなどから、谷側にクラックが入ることはないと考えている。

問 西山公園の休憩所について、今回坪庭などの外構工事の補正をするとのことだが、関連して、この休憩所の建設について、建屋と設備、修景工事などの外構工事など、全体で1,500万円とのことだが、上段の庭に既存の四阿があるにもかかわらず新たに茶室を建設する目的は何か、施設を有効活用できるのか、また銅版葺きの屋根とヒノキの細い柱で出来た数寄屋造りの茶室とのことだが、雪国という地域において耐久性、コスト面に無理・無駄はないのか。

答 今回の四阿は、公園を散策する市民などが自由に利用できる休憩所としての利用が主目的で、現在、イベント時に野点として実施しているお茶会などにも利用できる、茶室風の休憩施設にしたいとの思いで設計を行い、発注した。この場所には、以前、一般市民の方が営業する茶店があった。しかし閉店したため、散策などをする市民から休憩所が欲しいとの要望もあり、日本庭園にふさわしい建物、茶

産業建設委員会

室風の休憩所を建設することとした。それで、専門家のご指導を頂きながら設計を進めてきたが、瀟洒な形を重んじる数寄屋造りには、太い梁や柱を使用しないのが原則とのことで、このような設計となった。また、数寄屋造りは細い柱を使用するため屋根の荷重を少しでも減らしたいことや加工の容易さなどから、銅版葺きとした。さらに、銅版葺きの場合、積雪する前に雪がすべり落ちるため屋根の積雪については心配していない。

●土木費の住宅管理費について

問 市営住宅の維持補修費について、たとえ入居者が破損しても全て市で補修するのか、また補修の基準を設けているのか。

答 退去の際に退去者と立会いをしており、国のガイドラインに沿って、経年変化による損耗等の補修は市で、退去

者が破損した部分については本人負担で補修していただいている。

●市道路線の認定について

問 市道の認定には、幅員や回転の規定はあるが、延長の規定はないのか。規定がないと市道がどんどん増え、道路管理費が増えるのではないのか、また延長の規定を設ける考えはないのか。

答 延長の規定はない。行き止まりの場合、35メートルごとに中間転回広場を設けるなどの規定はあるが、延長が短い場合はすぐに幹線道路へ戻れるので支障はないと考える。市道が増えれば除雪や舗装などの維持管理費が増える一方、今ある宅地を放置しておくよりも住宅として土地を有効活用した方が人口増にもつながり、まちづくりとしては望ましいと考えている。

教育民生委員会

12月定例会

一般会計補正予算

●ショートステイサービス事業費および子育て短期支援事業費について

問 ショートステイサービス事業については前年比33.4%増加の見込み、子育て短期支援事業については宿泊を伴うショートステイの利用を当初予算で140日分を見込んでいたが、6カ月間で129日の利用実績であるとのことだが、ショートステイが見込みより大幅に増加した、その背景にあるものは。

答 障がい者福祉のショートステイサービス事業については、障害者自立支援法が定着してきていること。特に高齢である介護者が、介護疲れにより障がい者を施設に短期間預けることにより、その疲れを癒すというケースが増加していることである。また、子育て短期支援事業については、母子家庭の方の仕事の関係などで利用が多くなってきていることが背景にあると考えている。

●母子家庭等医療費助成金について

問 当初月平均285万円を見込んでいたが、2月から6月の前年比受診件数で560件増加し、また、2月から8月までの診療分の助成額が月平均335万円となったため増額補正することとのことだが、増加の要因をどのように考えているのか。

答 増加の主な要因は、父子家庭が前年同期より10世帯増え、助成額で21.4%増加していることや医療費助成制度の周知が進んだことによるものと考えている。

●予防接種費について

問 子宮頸がん予防ワクチン接種事業は、来年度も継続されるのか。

答 標準的な接種開始年齢である中学1年生については継続し、今年度の対象者については1年間延長する、と県から聞いている。

問 乳幼児のワクチンについては。

答 ヒブと小児肺炎球菌についても同じように、標準的な接種開始年齢である0歳児については継続し、今年度の対象者については1年間延長する。

●小学校施設整備費について

問 豊小学校において現在工事を進めている南校舎については、3月の完成と聞いているが、6年生が卒業する前に新校舎に入れるようにならないのか。

答 工事の進捗状況にもよるが、6年生児童が卒業前に少しでも新しい教室での学校生活を送れるよう進めている。

問 豊小学校改築工事費の今後の予定は。

答 今までの第1期工事と今回の第2期工事で12億円程度、今後については、あくまでも概算ではあるが、南校舎と体育館の解体工事費8,000万円、体育館建設費4億4,000万円、グラウンド改修や屋外環境整備費9,000万円、備品購入費2,000万円程度と見込んでいる。

問 鯖江東・立待・北中山小学校の耐震工事においては、耐震のための鉄骨枠を取り付けた場合、教室内が暗くなると思うが、照明器具を追加で取り付けるなどの対応について、どのように考えているのか。

答 工事により教室が暗くなった場合は、照明器具を追加で取り付けることは考えている。また、工事期間中には、風通しや明るさの確保に努め、授業に支障とならないよう現場と協議しながら、進めていきたいと考えている。

●文化財保存整備事業費について

問 本町3丁目の市指定文化財である本山誠照寺の御影堂外壁と漆喰壁の補修と、中野町原の勢至堂菩薩像が安置されているお堂の施設内部と周辺に照明機器を設置するため、事業費の2分の1を補助するものであるとのことだが、補助の限度額はいくらか。

答 修理、保存、防災事業については1,200万円、環境整備事業については100万円、文化的景観の修理事業については300万円を限度としている。

●体育施設維持補修費について

問 総合体育館の2階底の裏側のコンクリートの一部分が剥がれ落ちたため、今回、底全体を調査し、剥離している部分を落とすものであるとのことだが、現在の利用者等への安全対策はどうなっているのか。

答 今回の剥離部分の下には駐車場があるため、カラーコーンを置いて駐車できないようにしている。また反対側には子どもたちが利用する駐輪場があるため、剥離した部分ではないが、安全を考慮し、カラーコーンを置いている。

意見 カラーコーンだけでは不十分であり、歩行者にも配慮し、ロープを張るなど一層の安全策を講ずるよう検討してもらいたい。

地方財政の充実・強化を求める意見書

東日本大震災によって、東北、関東では、多くの自治体が甚大な被害を受けた。今後は、自治体を中心とした復興が求められる。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発などを雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。2011年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2012年度予算においても、震災対策費を確保しつつ、2011年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められる。

このため、2012年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、国および政府に下記のとおり対策を求める。

記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。
- 2 医療、福祉分野の人材確保をはじめとするセーフティネット対策の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2012年度地方財政計画・地方交付税総額を確保すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、国と地方の税収配分5：5を実現する税源移譲と格差是正のための地方交付税確保、地方消費税の充実、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

福井県鯖江市議会

地方消費者行政に対する国の実効的支援を求める意見書

現在、国による地方消費者行政の充実策が検討されているが、他方で地域主権改革の議論が進む中で、地方消費者行政に対する国の役割・責任が不明確となることが懸念される。

もとより地方自治体が独自の工夫・努力によって消費者行政を充実させることは当然であるが、これまで消費者行政を推進する中央官庁が存在しなかったこともあり、消費者行政に対する地方自治体の意識や体制は、あまりにも格差がある。加えて、地方自治体が担っている消費者行政の業務の中には、相談情報を国に集約するパイオ・ネットシステムへの入力作業や、違法業者に対する行政処分等、国全体の利益のために行っているものも少なからず存在する。

現在、国からの支援として、地方消費者行政活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金が存在するが、いずれも期間限定の支援に留まっており、相談員や正規職員の増員による人的体制強化等、継続的な経費への活用には自ずと限界がある。

したがって、国は、地方消費者行政充実のために継続的かつ実効的な財政支援を行うべきである。

あわせて、国は、小規模な市町村がよりスムーズに消費者行政の強化を行うことができるよう、都道府県と市町村とが広域的に連携する取り組み例を推進するなど、地方自治体にとって取り組みやすい制度設計を具体的に示すべきである。

さらに、消費生活相談窓口を現場で担っている消費生活相談員の地位・待遇も、期限付きの非常勤職員の扱いが大半であり、その地位の安定と専門性の向上を図ることが困難な状況にある。その待遇も、消費生活相談業務の専門性に見合ったものとは言い難い現状にある。住民が安心して相談できる消費生活相談窓口を

実現するためには、消費生活相談員の専門性の向上とともに、その地位の安定、待遇の改善に向けた制度の整備も重要である。

よって、国および政府に対し、地方消費者行政の支援について下記の事項を要請する。

記

- 1 国は、地方自治体の消費者行政の充実に確実につながらるよう、地方消費者行政活性化基金等の延長も視野に入れつつ、一定の幅を持たせながらも用途を消費者行政と明示した継続的かつ実効的な財政支援を行うこと。
- 2 すべての地方自治体が身近で専門性の高い消費生活相談窓口を消費者に提供するという観点から、国は、あるべき相談窓口の姿について一定の目安を提示するとともに、これを単独で実現することが困難な小規模自治体も多数存在することから、都道府県と市町村とが広域的に連携して相談窓口を設置する方策など、地方自治体にとって利用しやすい制度枠組みを提示すること。
- 3 消費者が安心して相談できる消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、相談を担う専門家である消費生活相談員を含め、常勤はもちろん非常勤の立場であっても、専門性に見合った待遇のもとで安定して勤務できる専門職任用制度の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

福井県鯖江市議会

決算特別委員会

第384回定例会において決算特別委員会が設置され、閉会中の継続審査となっていた平成22年度決算議案10件について、9月26日・27日には分科会ごとに審査を行い、11月4日の総括審査では、分科会ごとにまとめた質疑の後、市長に対する質疑も行われた。

質疑の主な内容

●市有財産の管理について

問 赤道・青道という国有地の管理について、国から市へ払い下げを受け、数年前に約3,000万円の費用をかけ、管理台帳を作成したとの説明であるが、平成22年度の財産の売り払いで274万円余の実績がある。赤道・青道の売り払いは、申請があつてから売り払いを行っているとのことであるが、市としてのルール・基準を定め、より積極的な売り払いはできないのか。また、市有財産である土地や建物などの一元的な管理を行う考えはないのか。

答 赤道、青道は、国有財産特別措置法や道路法に基づき平成17年3月31日付けで市に譲与された。赤道・青道として機能しなくなった土地は、処分することが可能。現在は赤道・青道を含んだ土地を所有者が売却するときや家を建てる際に購入を希望した場合は、区長や隣地の所有者等の立会いを求め、申請者が測量して面積を確定した後に売却に応じている。国からの譲与申請時に使用した台帳は位置を示しただけで面積が確定されておらず、全部で1万1千筆以上もあり、全数の面積を確定して売り払いを実施するには、数十億円もの測量費が必要になる見込みで、現状では積極的な売り払いを実施する考えはない。また、市有財産の土地や建物は財産台帳で一元的に管理をしている。

●公園整備等基金について

問 以前、寄附を受けた3億円は、実際に公園整備などに活用できるのか。その活用予定は。また、使用が困難であれば、返却も含めて今後の取扱方針は。

答 寄附を受ける際に付された条件に基づいて市が法的義務を負う負担付き寄附であれば、議会の議決が必要である。しかし、平成10・11年の2回にわたり受けた寄附金3億円については議決された事実はなく、一般の寄附として基金に積み立てている。また、2回目の寄附を受ける際には、西山公園の環境整備事業費として有効に使うことを寄附者に確認した上で、基金に積み立てた。この基金は、地方自治法および鯖江市公園整備等基金条例の規定により、西山公園をはじめ市内全般の公園整備や管理に充てる場合に限り処分することができる。以上のことから、返却処分は目的外であるため法的に不可能である。今後の取扱方針は、議会とも相談しながら、寄附者の目録のとおり西山公園の環境整備事業に有効に利用していきたい。

●ラポーゼかわだについて

問 源泉改修工事に3,400万円余の費用がかかり、今後も施設の維持管理に多額の費用が必要と考えられる。指定管理では純利益250万円余で市へは102万円余納入しているが、設備投資や修繕費などを考慮すると、財政負担との兼ね合いを検討する必要があるのでは。また、施設の維持により市の財政負担が大きくなるのであれば、徹底的な収益改善または施設自体の廃止（取り壊し）や売却・譲渡などということも考えなくてはならないのでは。

答 ラポーゼかわだは、河和田地区の振興・活性化の中核施設として、また、うるしの里会館の活用と相まって、産業観光としての機能も持ち合わせていると考えている。したがって、施設の廃止はもとより売却・譲渡については一切考えていない。しかし、平成7年の開設以来、施設や設備の老朽化に伴い修繕費等がかさむ時期を迎えている。また、収益改善については、指定管理者と協議をしながら指導しているが、行政としても産業観光の取り組みの中で施設利用のPRをしていきたい。今後も、維持修繕費については、入湯税相当額を一応の目安として捉えているが、施設の長寿命化、魅力の保持・向上や管理コストの低減を図るための前向きな改修も不可欠と考えており、国や県の助成の活用も含めて対応していきたい。

●社会教育諸団体活動費補助金について

問 多くの社会教育団体・市民団体などの行う事業に対して、それぞれ補助金が支出・執行されているが、毎年、ほぼ前年度並みの額を補助している。前年度もこれらの補助金等について、事業内容などの精査の必要性、事業等の実績・効果の検証について質問し、より一層の精査・検討を求めたが、実際になされているのかどうか疑問を感じた。これらの補助金の中には、適正に支出・執行がなされ、その補助の必要性を理解できる事業等が多いが、まず「前年度並み」の支出ありきではなく、いわゆる「ゼロベース」からの精査・検討も含めて、補助金のあり方・制度全体についても、改めて考えていくべき時期ではないか。

答 社会教育団体には、社会教育の推進・振興という行政がやるべき役割・事業を担っていただいている。それぞれの団体の体力はまちまちだが、行政の一端を担うもの、社会貢献的なもの、自らの自主事業の中で地域の発展を目的とした事業を行っているものなどがあり、一律的に補助基準を設けるのは難しい状況である。また、各団体とも、これまで補助金額の大小にかかわらず一律削減なども行っているが、補助金額にかかわらず立派な事業を行っている団体もあり、直ちに、補助金の削減に着手することは困難である。団体によっては、自主事業も無く、補助金と自己負担で運営しているところもあるところから、補助金額に見合う自主事業の実施なども指導していきたい。また今後、事務事業評価や予算査定を通して、その必要性や金額等も十分検証していきたいと考えている。